

HACHINOHE CITY LAW NEWS

新元号「令和」の時代がスタートしました。今月号のニュースレターでは、当事務所の近況といたしまして、①第1回「税理士向け勉強会」を開催したこと、②労働災害専門サイトを開設したことをご報告させていただきます。

1 第1回「税理士向け勉強会」

2019年4月17日、当事務所の主催で、第1回「税理士向け勉強会」を開催いたしました。第1回のテーマは、「債権回収のポイントと対策」でした。

企業の営業活動において、資金不足やクレームを理由として売掛金が支払われないことは、必ず起こります。このような未収金が発生すると、キャッシュフローの悪化をはじめ、企業の財務に悪影響を及ぼすことは、言うまでもありません。

勉強会では、当事務所の代表弁護士・木村哲也が講師を務め、ご出席いただいた税理士の方々に対し、未収金を発生させないための事前対策、未収金を回収するための事後対応について、様々な事例を交えながら、解説させていただきました。今回の勉強会でお伝えしたことが、税理士の方々の顧問先・関与先対応にあたって、少しでもお役に立てば幸いです。

2 労働災害専門サイト

2019年4月、当事務所の7つ目のホームページとして、労働災害(労災)の被害者向け専門サイトを開設しました。

労働災害とは、業務に起因して、労働者が負傷し、病気にかかり、または死亡することを言います。労働災害の被害者は、労災保険に申請して保険給付を受けられるほか、業務の遂行中に発生した労働災害で、会社側に安全配慮義務違反が認められる場合には、会社側に対して損害賠償を請求することができます。

当事務所では、交通事故を中心とする人身傷害の事案に注力して参りましたが、労働災害の被害者についても、労災保険の申請や会社側に対する損害賠償請求など、弁護士によるサポートの必要性が高いケースが多々あります。そこで、この度、労働災害の被害者のサポートを目的とした労働災害専門サイトを開設した次第です。

労働災害専門サイト <https://www.hachinohe-rousai.com/> 「八戸 労働災害 弁護士」で検索

お問合せ **八戸シティ法律事務所** 代表弁護士 木村哲也

電話番号 0120-146-111 FAX0178-38-9230 <http://hachiben.jp/>

〒031-0042 青森県八戸市十三日町1 ヴィアノヴァ6階

受付時間: 午前9時～午後5時 ※土曜・日曜・祝日 応相談